

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和2年11月20日

千葉地方検察庁 検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号

千葉地方検察庁 令和2年第2号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日

令和2年11月20日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

平成29年9月6日頃から平成29年11月8日頃までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

吉井達真が、氏名不詳者らと共謀し、全国銀行協会職員等を装って被害者方に電話を掛け、後刻被害者方を訪問する全国銀行協会職員等にキャッシュカードを渡すようそを申し向け、その旨誤信した被害者から、キャッシュカードの交付を受け、そのキャッシュカードを現金自動預払機に挿入して、現金を引き出して盗んだ行為。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 犯人らが使用した偽名（検察官が既に把握しているもの）

イワサキ、カトウ、アイダ、サトウ、アイバ、アキヤマ、タカダ、サイトウ、キムラ、ヤスダ、マエダ、タナカ、ナカヤマ、ササキ、アサイ、キノシタ、マツモト、オオタ、オオシマ、マツイ、フクシマ、カサハラ、コジマ、フクハラ、タケウチ、カワシマ、スズキ、ヤマシタ

(2) 主な犯行態様

- ・全国銀行協会職員等を装った電話を掛け、キャッシュカードが不正使用されているなどと言い、暗証番号を聞き出す。

- ・その後、銀行協会職員等を装って被害者宅を訪問し、不正使用防止を名目にキャッシュカードを回収する旨持ちかける。
- ・上記回収したキャッシュカードを現金自動預払機に挿入して預金口座から現金を引き出す。

5 開始決定の時ににおける給付資金の額

金 4 6 7 万 1 6 7 0 円

6 支給申請期間

令和 2 年 1 1 月 2 0 日から令和 3 年 1 月 2 1 日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

- (1) 被告人氏名 吉井 達真
- (2) 裁判所名 千葉地方裁判所
- (3) 裁判年月日 平成 3 1 年 2 月 2 7 日
- (4) 確定年月日 平成 3 1 年 3 月 1 4 日
- (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、平成 2 9 年 9 月 6 日から同年 1 1 月 8 日までの間、東京都内や千葉県内に設置された現金自動預払機に、全国銀行協会職員等を装って詐取したキャッシュカードを挿入して同機を作動させ、現金合計 2 2 0 2 万 5 0 0 0 円を引き出して窃取した。

(罪 名)

窃盗，詐欺

8 この公告に関する問合せ先（申請書の提出窓口）

〒260-8620 千葉市中央区中央 4 丁目11番 1 号

千葉地方検察庁 被害回復給付金担当

電話番号 043-221-2462

- 上記 3 の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して 3 0 日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長(千葉地方検察庁検事正)に対して審査の申立てをすることができます(提出先は上記 8 のとおり)。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。

- (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分，処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは，当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に，国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。），当該処分をした検察官が所属する検察庁（千葉地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。